

	バージョン13.0までの使用許諾契約書	バージョン13.5における使用許諾契約書	補足
序文	<p>ご注意: この使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)はお客様(個人、あるいは単一の組織)とスパークスシステムズジャパン株式会社(以下「当社」といいます)の間での、SparxSystems Pty Ltd.または当社が作成したソフトウェア(以下「本ソフトウェア」とし、コンピュータソフトウェア・媒体・マニュアルなどの関連書類および電子文書を含みます)に関する法的な許諾です。インストールやコピー・その他の方法によって本ソフトウェアを使用する場合には、この使用許諾契約書に同意する必要があります。お客様が本ソフトウェアをインストールして使用すると、本契約の契約条件に同意したことになります。</p>	<p>ご注意: この使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)はお客様(個人、あるいは単一の組織)とスパークスシステムズジャパン株式会社(以下「当社」といいます)の間での、上記に示した SparxSystems Pty Ltd.または当社が作成したソフトウェア(以下「本ソフトウェア」とし、コンピュータソフトウェア・媒体・マニュアルなどの関連書類および電子文書を含みます)に関する法的で非独占的な許諾です。インストールやコピー・その他の方法によって本ソフトウェアを使用する場合には、この使用許諾契約書に同意する必要があります。また、お客様が本ソフトウェアをインストールあるいは使用すると、本契約の契約条件にすべて同意したことになります。</p>	<p>許諾が非独占的であることを明示しました。また、同意したことになる条件の文章を調整しました。</p>
	<p>本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。本ソフトウェアは、本契約の条件に従いお客様に対して使用許諾されるもので、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。</p>	<p>本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。本ソフトウェアは、本契約の条件に従いお客様に対して使用許諾されるものにすぎず、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。</p>	
(以降変更なし)			
第1条1	<p>お客様は、本ソフトウェアについて、1ライセンスにつき1台のコンピュータの1つのOSに対して、インストールおよび使用することができます。なお、本ソフトウェアがインストールされた1台のコンピュータの1つのOSが特定の1名のみによって使用される場合には、その1名のみが使用する他の1台のコンピュータの1つのOSにもインストールし、排他的に使用することができます。</p>	<p>お客様は、本ソフトウェアについて、1つのスタンダードライセンスにつき固定の1名が1台のコンピュータの1つのOSに対して、インストールし使用することができます。また、当該1名のみが使用する他の1台のコンピュータの1つのOSにもインストールし、排他的に使用することができます。</p>	<p>スタンダードライセンスは固有の1名のみ利用となり、スタンダードライセンスを共有マシンにインストールし、複数人で利用する方法は禁止となりました。共有マシンにスタンダードライセンスをインストールして利用する場合、そのマシンを使用することが可能な人数分のスタンダードライセンスを購入する必要があります。研修など、不特定多数の利用者で本ソフトウェアを利用する場合には、フローティングライセンスを利用する必要があります。</p>
	<p>本ソフトウェアがインストールされた1台のマシンの1つのOSが、複数の人が同時に利用可能である場合(ネットワークなどを介して利用する場合)には、利用する1名ごとに1ライセンスが必要となります。</p>	<p>本ソフトウェアがインストールされた1台のコンピュータの1つのOSが複数人で使用可能である場合(ネットワークなどを介して使用する場合を含む)には、本ソフトウェアを実際に使用するかどうかを問わず、使用可能な複数人1名ごとに1つのスタンダードライセンスが必要となります。</p>	
	<p>なお、フローティングライセンスを使用する場合には、お客様が所有する任意の数のコンピュータ・OSに対してインストールすることができます。そして、1つのフローティングライセンスに付き、1台のコンピュータの1つのOSにおいて、1名が使用することができます。</p>	<p>フローティングライセンスを使用する場合には、お客様が所有する任意の数のコンピュータ・OSに対してインストールすることができます。なお、1つのフローティングライセンスにつき、1台のコンピュータの1つのOSにおいて、同時に1名が使用することができます。</p>	
	<p>ただし、当社は上記インストールと使用の具体的な条件について、お客様に著しい不利益を与えることのないよう十分配慮したうえで適時上記内容を変更することができます。この場合、当社は、任意の方法により変更後の具体的な条件をお客様に通知いたします。</p>	<p>当社は、本ソフトウェアのインストールと使用の具体的な条件について、お客様に著しい不利益を与えることのないよう十分配慮したうえで適時変更することができます。この場合、当社は、任意の方法により変更後の具体的な条件をお客様に通知いたします。</p>	
第1条2	<p>お客様は、バックアップ目的でのみ、コンピュータで読み取り可能な形式の本ソフトウェアのインストール用プログラムのコピーを一部作成することができます。コピーには、本ソフトウェアのオリジナルコピーに含まれているすべての著作権表示、およびその他すべての所有権に関する説明文を必ず含んでコピーすることが必要です。お客様は、その他の目的のために、本ソフトウェアのコピーを作成することはできません。</p>	<p>お客様は、バックアップ目的でのみ、本ソフトウェアのインストール用プログラムのコピーを一部だけ作成することができます。コピーを作成する場合には、本ソフトウェアに含まれているすべての著作権表示、およびその他すべての所有権に関する説明文を含めることが必要です。お客様は、その他の目的のために、本ソフトウェアのコピーを作成することは一切できません。</p>	
第1条3	<p>お客様は、当社の書面による許可なく、本ソフトウェアおよびライセンスキーを再配布あるいは配布することはできません。なお、本ソフトウェアによって生成された成果物（UML図およびその印刷物・データファイル）については、この限りではありません。</p>	<p>お客様は、当社の書面による事前の許可なく、本ソフトウェアおよびライセンスキーを配布(再配布)することはできません。なお、本ソフトウェアによって生成された成果物（本ソフトウェアが扱う情報が格納されるファイルまたはデータベース(以下「データ」といいます)・図およびその印刷物）については、この限りではありません。</p>	<p>本ソフトウェアによって生成された成果物の定義を明確化しました。また、第4条にて使用している言葉「データ」を定義しました。</p>
第1条4	<p>アカデミックライセンスは、いかなる理由がある場合でも、商用のソフトウェア製品の開発への使用・商用のソフトウェア製品の開発のための教育・商用に利用される環境での使用・対価を得る業務での使用を禁止します。アカデミックライセンスは、それ以外の場合において、教育機関における教育・営利を目的としない研究のために限定して使用することができます。</p>	<p>アカデミックライセンスは、いかなる理由がある場合でも、商用のソフトウェア製品の開発への使用・商用のソフトウェア製品の開発のための教育・商用に使用される環境での使用・対価を得る業務での使用を禁止します。アカデミックライセンスは、教育機関における教育・営利を目的としない研究のために限定して使用することができます。</p>	
第2条1	<p>お客様は本ソフトウェアを使用する前に、当社が指定するお客様に関する情報を当社に登録する必要があります。この情報に変更があった場合にはすみやかに連絡する必要があります。</p>	<p>お客様は本ソフトウェアを使用する前に、当社が指定するお客様に関する情報を当社に提供する必要があります。また、提供した情報に変更があった場合には、当社にすみやかに変更された情報を提供する必要があります。</p>	

第2条2	本ソフトウェアを 利用 するためのライセンスキーを当社が送付した日をライセンスの発行日(第1条に定める使用権が発生する日)あるいは第3条に定めるサポートの開始日とします。この送付した日については、電子メールの場合には、お客様への送付の控えとして当社が受け取り保管する電子メールに明記されている日付とします。 郵送 の場合には、 郵送される書類 に明記されている日付とします。	本ソフトウェアを 使用 するためのライセンスキーを当社が送付した日をライセンスの発行日(第1条に定める使用権が発生する日)あるいは第3条に定めるサポートの開始日とします。この送付した日については、電子メールの場合には、お客様への送付の控えとして当社が受け取り保管する電子メールに明記されている日付とします。 物理的に発送する 場合には、 発送物 に明記されている日付とします。	郵送は特定企業のサービスを示す言葉として利用されることもあるため、表現を変更しました。
第3条1	お客様は、第2条で定めるサポート開始日から月単位で最長12ヶ月、当社が提供するサポートを受けることができます。当該期間経過後は、当社が定める対価を支払うことにより上記サポートを受けることができます。 また 、当社が定める対価を支払うことにより、12ヶ月より長い期間のサポートを受けることができます。 サポートには、主に以下の項目が含まれます。 ・製品についての問い合わせ・問題発生時の対応 ・インストール用プログラムのダウンロード ・ライセンスキーの発行・再発行 上記の内容を含むサポートのすべての内容は、当社のWebサイト(http://www.sparxsystems.jp/support.htm)に明記されます。ただし、当社はこれらの内容を任意にいつでも変更することができるものとします。本契約書の内容とWebサイトの内容に矛盾がある場合、Webサイトの内容が優先されます。	お客様は、第2条で定めるサポート開始日から月単位で最長12ヶ月、当社が提供するサポートを受けることができます。当該期間経過後は、当社が定める対価を支払うことにより 継続的に サポートを受けることができます。 なお 、当社が定める対価を支払うことにより、12ヶ月より長い期間のサポートを受けることができます。 サポートには、主に以下の項目が含まれます。 ・ 電子メールによる 、製品についての問い合わせ・問題発生時の対応 ・インストール用プログラムのダウンロード ・ライセンスキーの発行・再発行 上記の内容を含むサポートのすべての内容は、当社のWebサイト(http://www.sparxsystems.jp/support.htm)に明記されます。ただし、当社はこれらの内容を任意にいつでも変更することができるものとします。本契約書の内容とWebサイトの内容に矛盾がある場合、Webサイトの内容が優先されます。	以前より問い合わせなどの対応は電子メールのみでしたが、使用許諾契約書にも明記しました。
第3条2	サポートが終了した場合には、 他のサポートが有効なライセンス で得られる便益を当該ライセンスに対して転用・活用することはできません。	サポートはライセンスごとに行いますので、あるライセンスのサポートが終了した場合には、サポートが有効な他のライセンス で得られる便益を当該ライセンスに対して転用・適用することはできません。 また、あるライセンスのサポートが有効な場合に得た便益をサポートが終了している他のライセンスに対して転用・適用することはできません。	サポートの有効・無効が混在する状況について、サポートで得られる便益の提供および受領の両方を禁止することを明示しました。
第3条3	当社は、お客様が本契約の条項および条件に違反する可能性がある当社が判断した場合には、本ソフトウェアに対するお客様へのサポートの提供を、可能性がないことが明らかになるまで停止することができるものとします。なお、 違反がない事実が明らかになった場合を除いて、停止した間のサポート料については返金いたしません。	当社は、お客様が本契約の条項や条件に違反する可能性がある当社が判断した場合には、本ソフトウェアに対するお客様へのサポートの提供を、 その可能性がないことが明らかになるまで停止することができます。 なお、 当社の故意または重過失により停止の判断が誤りであった場合を除いて、停止したサポート期間の延長や対価の返金はしません。	サポートの一時停止についての補償の条件を明確化しました。
第4条1	お客様は、本ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング・逆アセンブル・逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。また、当社の書面による許可なく 本ソフトウェアを修正すること、または本ソフトウェアを基にして派生物を作成することを禁止 します。	お客様は、本ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング・逆アセンブル・逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。また、当社の書面による 事前の許可なく、本ソフトウェアの改変、翻案、加工等の変更 や本ソフトウェアを基にして派生物を作成することを禁止します。	
第4条2	お客様は、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに関する権利の一部 あるいはすべて を有償・無償を問わず譲渡し、再販し、貸与し、または 第三者をして 使用させることはできません。	お客様は、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに関する権利の一部 またはすべて を、有償・無償を問わず、譲渡し、再販し、貸与し、または 第三者に 使用させることはできません。	
第4条3	お客様は、本ソフトウェアの類似品を自ら開発し、もしくは第三者をして開発せしめ、または、製造し、販売することはできません。万一お客様がこれらの行為を 行なった 場合には、当社はこれらの行為の差止めをお客様に対して請求することができ、かつ、当社が被った損害の賠償を請求することができます。この場合、製造または販売された当該類似品の個数に、本ソフトウェアの最高単価を乗じた金額を当社が被った損害額とみなします。	お客様は、本ソフトウェアの類似品を自ら開発し、もしくは第三者をして開発せしめ、または、製造し、販売することはできません。万一お客様がこれらの行為を 行なった 場合には、当社はこれらの行為の差止めをお客様に対して請求することができ、かつ、当社が被った損害の賠償を請求することができます。この場合、製造または販売された当該類似品の個数に、本ソフトウェアの最高単価を乗じた金額を当社が被った損害額とみなします。	
第4条4	お客様が本契約の条項 および 条件に違反した場合には、当社は何ら催告を要することなくライセンス契約を解除することができます。このような場合には、お客様は、本ソフトウェアを完全にアンインストールしたうえで本ソフトウェアとそれに付随するすべてを直ちに破棄しなくてはなりません。なお、お客様が同一名義で複数のライセンスを契約している場合に、少なくとも一つのライセンス契約について本契約の条項 および 条件に違反し当該ライセンス契約が終了した場合には、同時にすべてのライセンス契約が終了し、そのすべてを破棄しなければなりません。	お客様が本契約の条項 や 条件に違反した場合には、当社は何ら催告を要することなくライセンス契約を解除することができます。このような場合には、お客様は、本ソフトウェアを完全にアンインストールしたうえで本ソフトウェアとそれに付随するすべてを直ちに破棄しなくてはなりません。なお、お客様が同一名義で複数のライセンスを契約している場合に、少なくとも一つのライセンス契約について本契約の条項 や 条件に違反し当該ライセンス契約が終了した場合には、同時にすべてのライセンス契約が終了し、そのすべてを破棄しなければなりません。	

第4条5		1つのスタンダードライセンスについて、いかなる方法・手段を用いても、そのライセンスに結びつく固定の1名以外が使用することを禁止します。特に、1つのスタンダードライセンスを複数名が使用すること、および複数名の使用を可能とする仕組みを構築することは厳に禁止します。また、固定の1名を動的に変更し、結果的に複数名で使用する行為も厳に禁止します。なお、これらの使用が判明した場合、お客様は、使用した人数分の本ソフトウェアの対価を支払う義務を負います。	
第4条6	(存在せず)	本ソフトウェアが提供する機能について、ライセンスを持たない者が使用すること、および使用可能とする仕組みを提供することを禁止します。また、本ソフトウェアの技術的な制約・エディションによる機能制限の回避を可能とする手段を提供することを禁止します。なお、使用が判明した場合、お客様は、使用した人数分の本ソフトウェアの対価を支払う義務を負います。	開発元が提供する英語版使用許諾契約の変更に伴う追加です。
第4条7		次の行為を禁止します。 (1) ライセンスを持たない者が利用可能な、当社が提供するソフトウェアを使用する以外の方法で本ソフトウェアのデータを参照・編集するための仕組みを、製造・構築すること (2) ライセンスを持たない者が、当社が提供するソフトウェアを使用する以外の方法で、本ソフトウェアのデータを参照・編集すること	
第5条	本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、SparxSystems Pty Ltd.および当社に帰属するものとし、お客様は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用权以外の権利を有しないものとします。	本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、SparxSystems Pty Ltd.および当社に帰属するものとし、お客様は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された 非独占的 な使用权以外の権利を有しないものとします。	
第6条1		(変更なし)	
第6条2		(変更なし)	
第6条3		(変更なし)	
第6条4	本契約に関して、当社とお客様との間に訴訟等の必要が生じた場合、 横浜地方裁判所川崎支部または川崎簡易裁判所を、 第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	本契約に関して、当社とお客様との間に訴訟等の必要が生じた場合、 横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	弊社の移転に合わせ変更しました。
第6条5	本契約書のいずれかの条項が 法律に反する という判決が 下された場合、その条項は許容される最大範囲で執行され、本契約の残りの条項は有効です。	本契約書のいずれかの条項・条件が 何らかの理由で効力が無いとされた場合であってもその条項・条件は許容される最大範囲で合理的に解釈され、また、いずれかの条項・条件に効力が無いことは本契約の他の条項・条件の有効性や効力に一切影響しません。	
第7条1	本ソフトウェアに関して適用される法律に本ソフトウェアに義務づけられる保証規定がある場合、その効力はライセンスの発行日から90日間に限定されます。 また、当社が提供するサポートは、本ソフトウェア固有の問題に限り提供され、本ソフトウェアが利用する他の製品やOSについてのサポートは行いません。本ソフトウェアに関して提供されるサポートは問題解決にあたり社会通念上適切な範囲で行われます。	本ソフトウェアの保証期間の効力はライセンスの発行日から90日間に限定されます。 また、当社が提供するサポートは、本ソフトウェア固有の問題に限り提供され、本ソフトウェアが使用する他の製品やOSについてのサポートは行いません。本ソフトウェアに関して提供されるサポートは問題解決にあたり社会通念上適切な範囲でのみ行われます。	
第7条2	当社は、お客様または第三者に対して、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して発生し、契約違反・保証違反・ 過失 などの不法行為、製造物責任またはその他のいかなる責任原理に基づく、間接的損害・特別損害・ 偶発的損害 ・ 懲罰的損害 ・補填損害もしくは派生的損害(装置を使用またはデータにアクセスできないことによる損害・取引の逸失・逸失利益・事業の中断およびその他を含むが、これに限定されない)について、 たとえ当社がそのような損害が生ずる可能性について報告を受けていた場合であっても、一切の責任を負いません。原因の如何を問わず現実に生じた損害に対して当社がお客様に対して負う責任総額は、1年間のサポートの対価としてお客様が当社に支払った金額を限度とします。製品の初回購入時の場合には、当該サポート期間経過後に発生するサポート継続費用の同額を限度とします。	当社は、お客様または第三者に対して、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して発生した、契約違反・保証違反・不法行為、製造物責任またはその他のいかなる責任原理に基づく、間接的損害・特別損害・補填損害もしくは派生的損害(装置を使用またはデータにアクセスできないことによる損害・取引の逸失・逸失利益・事業の中断およびその他を含むが、これに限定されない)について、 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、仮に当社が責任を負う場合であっても、当社がお客様に対して負う責任の範囲は、過去1年間にサポートの対価としてお客様が当社に支払った金額を限度とします。	当社に故意または重大な過失があった場合の扱いを変更しました。
第7条3	本ソフトウェアは、提供されるソフトウェアおよびドキュメント等の現状の製品が正しいものとして提供されます。 品質には最善を尽くしておりますが、動作上の欠陥やその他の不具合・問題点・間違いなどが無いことを保証するものではありません。これらの動作上の欠陥などが発見された場合には、最善を尽くして対応いたしますが、本ソフトウェアの制限あるいは実行されるOSの制限などの原因により、確実に改善することを保証するものではありません。	本ソフトウェアの品質には最善を尽くしておりますが、動作上の欠陥やその他の不具合・問題点・間違いなどが無いことを保証するものではありません。 これらの動作上の欠陥などが発見された場合には、最善を尽くして対応いたしますが、本ソフトウェアの制限あるいは実行されるOSの制限などの原因により、確実に改善することを保証するものではありません。	

第7条4	お客様が本ソフトウェアを使用して作成したすべての成果物およびその成果物を作成するために 利用 するすべての情報が、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアと同時に使用する製品あるいはOSによってその全部あるいは一部が破損した場合にも、当社はその責を負いません。	お客様が本ソフトウェアを使用して作成したすべての成果物およびその成果物を作成するために 使用 するすべての情報が、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアと同時に使用する製品あるいはOSによってその全部あるいは一部が破損した場合にも、当社はその責を負いません。	
第7条5	当社からの連絡は、当社Webサイトでの 公開による通知あるいは電子メールでの通知となります 。Webサイトでの 通知 の場合には、 公開 してから7日後にお客様に通知されたものとします。	当社からお客様への連絡は、当社Webサイトでの 告知、あるいは電子メールでの通知で行います 。Webサイトでの 告知 の場合には、 掲載 してから7日後にお客様に通知 (到達) されたものとします。	
	お客様がソフトウェア購入時に当社に対して連絡した電子メールアドレスに対して連絡できない場合には、当社はソフトウェアに関するいかなる情報もお客様に連絡する責任を負いません。また、それに関連する損害がお客様に発生した場合でも、その損害に関しては一切の責任を負いません。また、当社がお客様に対して通知した場合において、当該通知が 利用者 に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。	お客様がソフトウェア購入時に当社に対して連絡した電子メールアドレスに対して連絡できない場合には、当社はソフトウェアに関するいかなる情報もお客様に連絡する責任を負いません。また、それに関連する損害がお客様に発生した場合でも、その損害に関しては一切の責任を負いません。また、当社がお客様に対して通知した場合において、当該通知が 使用者 に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。	
第8条	お客様はすべての輸出関連および適用ある法令を遵守することがお客様の最終的義務であることを認識するものとし 、当社は最初に販売を行った国(日本)においてお客様に最初に販売した後の責任を一切負うものではありません。	当社は、お客様が本ソフトウェアを日本国内でダウンロードし、かつ日本国内で使用することを前提としております 。輸出関連および関連する 適用法令 を遵守することはお客様の 最終的義務 となります。当社は最初に販売を行った国(日本)においてお客様に最初に販売した後の責任を一切負うものではありません。	
第9条	(変更なし)		